

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

中小企業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細企業者を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第 56 条により「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」と定められており、必要経費として認められていない。

これは、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いためであるが、その場合は、配偶者で 86 万円、家族の場合で 50 万円が控除されることになるため、家族従業員はこのわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも全く自立が困難な状況となっている。このため、家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっている。

一方、青色申告にした場合は、専従者として給与の支払いを受けることができ、必要経費と認められることになるため同じ労働に対して大きな矛盾を生み出している。

また、民法、労働法及び社会保障の観点から見た場合に、家族従業員の人権の保障上の問題も生じている。

そのため、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、「自家労賃は必要経費」として認めており、近年、わが国でも見直しを求める機運が高まっている。

よって、政府におかれては、所得税法第 56 条を早急に廃止するよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣